

輪島市監査公表第 12 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年2月22日

輪島市監査委員 向 憲 龍

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年2月4日（金） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から12月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○監理課の業務は、工事等の入札・契約に関すること、公有財産や庁舎等の管理及び車両の集中管理等多岐にわたっている。また、庁舎等の省エネ対策として、1階・2階の蛍光灯をLED灯に交換する等の事業を行なっている。今後とも、庁舎及び全施設の光熱水費をはじめとする経費の節約に関し、職員の自覚を促すことにより改善されるよう、監理課から発信していただきたい。

○入札及び契約に係る事務については、従来と比べると複雑になってきているが、適正な事務処理を常に心掛けられたい。発注にあたっては、随意契約はあくまでも例外的な契約方式であることから、入札による契約の検討を積極的にされ、また、継続となる契約についても更新時にその業務内容を見直し、精査をされたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①市有土地貸付料の滞納繰越について

土地貸付料については、まず現年度分が収入未済とならないよう計画的納付を促していただきたい。また、滞納者の生活実態を把握し、課全体で協力体制をとり、滞納額が増えていかないよう厳しい態度で臨むことが重要である。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年2月4日（金） 輪島市立町野小学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

平成22年度（平成22年4月から12月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について学校長から説明を聴取し、質疑応答を行なうとともに関係書類等を町野小学校において実地監査した。

5 監査の結果

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○学校の備品については、寄附を受けたものを含め備品台帳に記載し定期的に確認を行なう等、各種台帳の整備とともにきちんとした管理に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年2月4日（金） 輪島市立南志見小学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

平成22年度（平成22年4月から12月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について学校長から説明を聴取し、質疑応答を行なうとともに関係書類等を南志見小学校において実地監査した。

5 監査の結果

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○学校の備品については、寄附を受けたものを含め備品台帳に記載し定期的に確認を行なう等、各種台帳の整備とともにきちんとした管理に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。